

開発許可申請の手引き(平成19年11月30日施行) 正誤表

ページ	場所	誤	正
3	表の準都市計画区域外の区域	(行政区域の一部が都市計画区域外である市町) 岡山市(旧御津町, 旧建部町), 倉敷市, 津山市, 玉野市, 笠岡市, 井原市, 総社市, 高梁市, 新見市, 備前市, 赤磐市, 真庭市, 浅口市, 和気町, 鏡野町, 勝央町, 吉備中央町	(行政区域の一部が都市計画区域外である市町) 岡山市(旧御津町, 旧建部町), 倉敷市, 津山市, 玉野市, 笠岡市, 井原市, 総社市, 高梁市, 新見市, 備前市, 赤磐市, 真庭市, 美作市, 浅口市, 和気町, 鏡野町, 勝央町, 吉備中央町
4	①玉野市	(H19.4.1 許可権限委任)	(H19.4.1 許可権限移譲)
28	最下の2行	また, 上記の施行日前から宅地であった土地を開発行為を伴わずして, 自己用住宅を建築する場合は法第43条の建築許可を申請することとなります。	削除
63	5795 料理品小売業	そう(惣)菜屋;折詰小売業;揚物小売業;仕出弁当屋;駅弁売店;給食センター;調理パン小売業(サンドイッチ, ハンバーガーなど);おにぎり小売業;すし小売業;煮豆小売業;ハンバーガー店(持ち帰りのもの);持ち帰り弁当屋;ピザ小売業(持ち帰り用)	そう(惣)菜屋;折詰小売業;揚物小売業;仕出弁当屋;駅弁売店;調理パン小売業(サンドイッチ, ハンバーガーなど);おにぎり小売業;すし小売業;煮豆小売業;ハンバーガー店(持ち帰りのもの);持ち帰り弁当屋;ピザ小売業(持ち帰り用)
78	86自動車整備業の説明中	(道路運送車両法第77条に規定する認定工場としての自動車修理工場について)	(道路運送車両法第78条に規定する認証を受ける事業所となる自動車修理工場について)
80	(1)社会福祉施設の表中、分類「老人福祉施設関連」	「老人居宅介護等事業の施設」欄	欄そのものを抹消(老人福祉法・介護保険法では老人居宅介護等事業の施設として、通所施設が存在しないため)
81	(2)医療施設 の表中「助産所」の「適用」欄	医療法第2条第2項に規定するもの	医療法第2条第1項に規定するもの
93	(8)	医療器製造業	医薬品製造業
93	(8)	電子計算機・同付属装置製造業	電子計算機・同附属装置製造業
93	(8)	医療機械器具・医療用品製造業	医療用機械器具・医療用品製造業
113	第5条の冒頭	前3条の規定にかかわらず	前2条の規定にかかわらず
123	(1)	申請地(敷地の一部が路地状で幅員4m以内かつ延長35m以内の場合は, その土地の部分を除く。以下(5)を除いて同じ。)は, 当該区域区分に関する都市計画の決定前からいわゆる本家が引き続いて所有する農業振興地域内にある土地の交換分合により取得した土地であること。	申請地(敷地の一部が路地状で幅員4m以内かつ延長35m以内の場合は, その土地の部分を除く。以下(5)を除いて同じ。)は, 当該区域区分に関する都市計画の決定前からいわゆる本家が引き続いて所有していた土地又は農家世帯の分家の場合における当該区域区分に関する都市計画の決定後農振法に規定する農業振興地域内にある土地の交換分合により取得した土地であること。
126	表題	「市街化調整区域に立地する事務所に従事する	「市街化調整区域に立地する事業所に従事する
211	(1)開発許可申請図書一覧表の1開発申請書等関係書類	(16)開発行為施行者等の同意書	(16)開発行為施行等の同意書
287	(2)2つめの口中	(則第20号)	(則第20条)
363	四 ii 中、「 $P_{VE}$ :地震時土圧合力の鉛直成分」の上	$e \leq B/6$ のとき $q_1 = (P_{VE} + W) / B * (1 + 6e/B)$ $B/6 \leq e \leq B/3$ のとき $q_1 = 2(P_{VE} + W) / 3d$	$e \leq B/6$ のとき $q_1 = (P_{VE} + W) / B * (1 + 6e/B)$ $B/6 \leq e \leq B/3$ のとき $q_1 = 2(P_{VE} + W) / 3d$ $B/3 < e \leq B/2$ のとき $q_1 = 4(P_{VE} + W) / B$
368	練積み造擁壁の構造真砂土等の場合勾配(1)	(1:0.4) 65° 以下	(1:0.4) 65° ~70°
392	図3	塵除スクリーン	ちりよけスクリーン

## 開発許可申請の手引き(平成19年11月30日施行) 改訂表(平成20年4月1日施行)

ページ	場所	旧	新
10	法第29条第1項第2号の説明文	日本標準産業分類によるA-農業, B-林業, C-漁業	日本標準産業分類(平成19年11月改訂)によるA-農業・林業, B-漁業
24	法第34条第2号の説明文	日本標準産業分類D-鉱業	日本標準産業分類(平成19年11月改訂)C-鉱業, 砕石業, 砂利採取業のうち, 鉱業
60	別表5	平成14年3月改訂	平成19年11月改訂
93	(8)	電子機器用・通信機器用部分品製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業

※日本標準産業分類の改訂に伴い、別表5の変更が生じる場合がありますので、内容については各許可権者にお問い合わせください。